

21 監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，平成 21 年 6 月 10 日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 21 年 8 月 20 日

福岡市監査委員	石川	浩二郎
同	中山	郁美
同	石井	幸充
同	大松	健

1 監査結果と措置の件数

21 監査公表第 2 号（平成 21 年 2 月 9 日付 福岡市公報第 5612 号 公表）分

・・・34 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

21監査公表第2号（平成21年2月9日付 福岡市公報第5612号 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

（1）市長室

監査の結果	措置の状況
<p>物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成20年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。</p> <p style="text-align: right;">（広報課）</p>	<p>タクシー乗車券については、責任者印をまとめて押印することがないよう適正に管理することとし、「福岡市タクシー借上事務取扱要綱」等に基づき適切な事務処理を行うよう、所属職員に対して指導を行い、周知・徹底を図った。</p>

（2）市民局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令や契約関係書類に基づき、適正に契約手続を行い、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認しなければならない。しかしながら、平成19年度「福岡市防災気象情報システム改修委託」及び同年度「福岡市防災気象情報システム改修委託その2」契約事務において、次のような事例が見受けられ、適正な契約手続や履行確認がなされていない。</p> <p>今後、委託契約に当たっては、適正</p>	<p>契約事務については、福岡市契約事務規則に基づき、緊急対応の場合についてもその都度適正な契約事務を行うこととした。また、契約の履行管理を確実にし、適正な事務手続を行うこととした。</p>

<p>な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 平成 19 年度「福岡市防災気象情報システム改修委託」契約事務において、緊急対応が必要と思われる業務ではあったが、契約前に一部業務を履行させており、また履行期間内に業務が完了していなかったにもかかわらず、業務完了と認めていた。</p>	
<p>b 平成 19 年度「福岡市防災気象情報システム改修委託その 2」契約事務において、履行期間内に業務が完了していなかったにもかかわらず、業務完了と認めていた。</p> <p>(防災・危機管理課長)</p>	<p>契約事務については、福岡市契約事務規則に基づき、契約の履行管理を確実にを行い、適正な事務手続きを行うこととした。</p>
<p>(イ) 委員への報償費の支出について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>報償費の支出に当たっては、その対象業務に基づき、適正に支出手続を行わなければならない。しかしながら、平成 19 年度福岡市スポーツ振興計画・アドバイザー委員会委員への報償費の支出事務において、支出が漏れている分があったため、同 20 年度の支出関係書類に当該支出が同 19 年度分であることを明記せず、同 20 年 8 月に実施した会議の時間数に同 19 年度の会議時間数を合算して虚偽の記載内容で支出しており、不適切なものとなっていた。</p> <p>今後、報償費の支出に当たっては、事実に基づき、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(スポーツ課長(スポーツ振興課長))</p>	<p>平成 19 年度分の報償費については、当該年度の支出とする処理を行った。</p> <p>以後、法令に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し指導を行った。</p>
<p>(ウ) 補助金の額の確定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p>	<p>補助金の額の確定については、書類の内容を十分に確認することの徹底と交</p>

<p>の</p> <p>市は、補助金の額の確定に当たっては、完了報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査確認しなければならない。しかしながら、平成 19 年度「福岡市 N P O 活動推進補助金」交付事務において、申請者から提出された書類の内容を十分に確認しないまま、補助金の額の確定を行っており、不適切なものとなっていた。</p> <p>補助金の額の確定に当たっては、福岡市補助金交付規則及び福岡市 N P O 活動推進補助金募集要領に則り、適正な事務処理をされたい。</p> <p>a 補助対象とならない、支出済の活動経費や、補助対象期間以外の事業に係る経費が含まれていた。</p> <p>b 補助対象団体職員の交通費や手当等に係る支出が、補助対象事業経費として支出されたことを、根拠書類等で十分確認していなかった。</p> <p>(市民公益活動推進課)</p>	<p>付決定の内容等に適合するものであるかどうかの精査を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>(I) 購入した物品の有効活用を図るよう注意を求めるもの</p> <p>物品の購入に当たっては、使用目的や使用時期、必要数量を把握し、効率的に行わなければならない。また、購入した物品は、最大の効果を挙げるよう有効活用を図る必要がある。しかしながら、平成 19 年 3 月に購入した自動体外式除細動器(A E D) 6 台が、1 年以上に渡り配置されず活用されていなかった。そのうち 3 台については、実査日現在(平成 20 年 9 月 25 日)</p>	<p>購入した物品の有効活用については、A E D が未設置であった公民館分館(3 館)に配置を行い、全ての A E D の有効活用を図った。</p> <p>今後、物品購入の際には使用目的や時期、必要数量を的確に把握し、速やかに有効活用を図るよう徹底を図った。</p>

<p>においても活用されないままとなっていた。</p> <p>今後、購入した物品については、その目的に応じて有効活用を図られたい。</p> <p>(公民館支援課)</p>	
<p>(オ) 指定管理者による公の施設の修繕業務に係る事務手続について注意を求めもの</p> <p>平成 19 年度の「博多座の修繕に係る実施協定書」に基づき株式会社博多座が行った定期修繕業務について、当初委託額を超えて業務を行ったにもかかわらず、事前に書面による協議がなされていなかった。また、変更契約等をしないまま協定で定めた額を超えて支払っていた。</p> <p>指定管理者による公の施設の修繕業務については適正な事務手続を行われたい。</p> <p>(文化振興課 株式会社博多座関連)</p>	<p>指定管理者による公の施設の修繕業務に係る事務手続については、委託額、業務内容等に変更が生じる場合は事前に書面による協議を行い、協定書の変更が必要な場合は速やかに変更手続を行うこととし、所属職員に周知徹底を図った。</p>
<p>(カ) 財団法人福岡市体育協会の会計経理事務について指導監督を求めもの</p> <p>公益法人は、公益法人会計基準に従い適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、財団法人福岡市体育協会において、平成 16 年度監査で指摘した固定資産の事務処理について改善措置が講じられていなかったものをはじめ、基本的な会計経理事務を誤っている事例が見受けられた。</p> <p>同協会の会計経理事務の適正な執行について、指導監督を行われたい。</p> <p>(スポーツ課長(スポーツ事業課長) 財</p>	<p>財団法人福岡市体育協会における会計経理事務の適正な執行については、当財団に対し公益法人会計基準に従い適正な会計処理を行うよう文書により指導した。</p> <p>なお、当財団においては、20 年度決算において適正に処理が行われることとなる。</p>

団法人福岡市体育協会関連)	
---------------	--

(3) こども未来局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 財政援助団体による私立幼稚園運営費補助金の交付事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>財政援助団体((社)福岡市私立幼稚園連盟)による私立幼稚園運営費の一部補助に当たっては、本市の「福岡市補助金交付規則」及び「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱」並びに当該団体の「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付規則」等に則り、交付の目的に従って適正に行う必要がある。しかしながら、平成 19 年度「福岡市私立幼稚園運営費補助金」の交付先団体において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。</p> <p>本補助金については、その原資が全額本市からの補助金で賄われていることを踏まえ、市は、交付先団体の執行状況の把握に努め、補助金の交付が公平公正なものとなるよう、交付基準を明確にするとともに、補助申請の内容や金額の算定が関係規則等に適合することを確認したうえで交付するよう指導されたい。</p> <p>a 二次交付先(私立幼稚園)からの申請書を受理する前に、補助金の半額を交付していた。</p>	<p>福岡市私立幼稚園運営費補助金」の交付事務については、(社)福岡市私立幼稚園連盟に対し、「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付要綱」に基づき適正に事務処理を行うよう口頭により指導要請した。</p>
<p>b 現に教務にたずさわっていない産休及び育休職員を補助対象として、補助金を交付していた。</p> <p style="text-align: right;">(こども未来課)</p>	<p>産休及び育休職員を補助対象としていた補助金の過払いについては、戻入処理を行った。</p> <p>また、「福岡市私立幼稚園運営費補助金交付実施要領」を制定し、補助対象の明確化を図った。</p>

<p>(1) 財政援助団体による福岡市私立幼稚園振興資金（経営安定資金）の貸付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>財政援助団体（（社）福岡市私立幼稚園連盟）による福岡市私立幼稚園振興資金（経営安定資金）の貸付に当たっては、「私立幼稚園振興資金の貸付に関する契約書」及び「福岡市私立幼稚園振興資金貸付要綱」等に則り、貸付の目的に従って適正に行う必要がある。しかしながら、平成19年度「私立幼稚園振興資金貸付金（経営安定資金）」の貸付先団体において、二次貸付先（私立幼稚園）からの申請書類（決算書及び予算書）に多額の繰越金や有価証券の購入を計上しているもの並びに繰越金額等を記載しておらず正確な経営状況を把握できないものに対し、貸付の必要性を十分確認しないまま貸付を行っていた。</p> <p>本貸付金については、その原資が全額本市からの貸付金で賄われていることを踏まえ、市は、貸付先団体の執行状況の把握に努め、申請内容の審査を適正に行い、二次貸付先の経営状況が関係規則等に適合することを確認したうえで貸付けよう指導されたい。</p> <p>（こども未来課）</p>	<p>福岡市私立幼稚園振興資金（経営安定資金）の貸付については、（社）福岡市私立幼稚園連盟に対し、「私立幼稚園振興資金の貸付に関する契約書」及び「福岡市私立幼稚園振興資金貸付要綱」等に則り、適正に事務処理を行うよう口頭により指導要請した。</p> <p>また、「福岡市私立幼稚園振興資金貸付事業実施要領」を制定し、貸付の対象条件の明確化を図った。</p>
---	---

(4) 経済振興局

監査の結果	措置の状況
<p>物品購入契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品の購入に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り、契約、完了検査、支払等の手続を適正かつ速や</p>	<p>物品の購入に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に基づき処理を行うよう所属職員に対し指導を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>かに行わなければならない。しかしながら、平成 20 年度原課契約に係る物品購入契約事務において、同 20 年 4 月から同年 7 月に物品を購入し、現物を受領していたにもかかわらず、実査日現在(平成 20 年 9 月 30 日)、書面による契約手続を行わないまま納品させていた。</p> <p>今後、物品の購入に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正に事務処理されたい。</p> <p>(集客交流課長(観光振興課))</p>	
--	--

(5) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 委託事務の履行確認について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則等に則り、完了検査により履行の確認を行わなければならない。しかしながら、平成 19 年度「コンポスト工場運転管理業務委託」において、契約書、仕様書に業務完了に係る検査についての定めがないため、コンポスト工場の運転並びにコンポスト製品の製造、その他委託業務に附随する業務等の履行を確認する業務完了報告もなく、検査員による履行確認検査も行われないうまま委託料を精算していた。</p> <p>今後、委託業務の完了検査に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り適正に事務処理されたい。</p> <p>(施設調整課)</p>	<p>委託事務の履行確認について、福岡市契約事務規則に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>「コンポスト工場運転管理業務委託」については、平成 20 年度委託業務完了時に、受託者からの業務完了報告を受け、検査員による履行確認検査を行った。</p> <p>また、平成 21 年度より当該委託契約書に業務完了に係る検査等について定めた。</p>

<p>(イ) 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に則り、契約関係書類に基づく完了検査を行い、履行完了確認後、速やかに委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成 19 年度の委託契約事務において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが多数見受けられた。また、その中には履行期間内に完了していなかったにもかかわらず、業務完了と認めているものがあった。</p> <p>委託契約事務に当たっては、関係法令に則り、適正に完了検査を行うとともに、検査合格後、速やかに委託料を支払うよう十分注意されたい。</p> <p>(下水道計画課)</p>	<p>今後の委託契約については、業務の工程管理、並びに成果内容等の精査を、さらに徹底する。</p> <p>また、委託業務の完了検査において、修補が生じた場合は、双方が協力し速やかに終了させるとともに、委託料の支払いについても、調査業務委託契約書の第 31 条に基づき適切な事務処理を行うよう、所属職員に対し周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 物品(タクシー乗車券)管理事務において適正な事務処理を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用の目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、押印して交付しなければならない。しかしながら、平成 20 年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理されたい。</p> <p>(東部用地課)</p>	<p>タクシー乗車券の交付については、福岡市タクシー借上事務取扱要綱に基づき、交付する都度に責任者印を押印することとし、課内会議において所属職員に対し周知徹底を図った。</p>

(6) 水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>(ア) 委託料等の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成19年度の委託料等の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(営業課)</p>	<p>委託料等の支出については、契約の相手方からの請求が行われない場合、文書等により催促を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう、課内会議で所属職員に対し周知徹底を図った。</p>
--	--

<p>(イ) 物品の発注について適正な契約手続を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品の調達に当たっては、福岡市水道局契約事務規程等に則り、予定価格が10万円を超える物品の購入契約に関しては、契約課に依頼しなければならない。しかしながら、平成20年度の物品購入契約において、一括発注すべき案件を分割し、原課で契約しているものがあつた。</p> <p>今後、物品購入契約に当たっては、関係規程等に則り適正に事務処理を行われたい。</p> <p>(瑞梅寺浄水場)</p>	<p>物品の購入契約については、福岡市水道局契約事務規程等を遵守し適正な契約事務処理を行うよう所属職員に対し指導を行い、周知徹底を図った。</p>
--	---

(6) 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 緊急時患者輸送用タクシー乗車券の出納管理について注意を求めるもの</p> <p>緊急時患者輸送用タクシー乗車券の出納管理に当たっては、使用状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、</p>	<p>監査後直ちに物品出納簿の修正を行った。</p> <p>今後、適時現物と帳簿との確認を行い、適正な事務処理に努める。</p>

<p>適時検査を行わなければならない。また、当課は学校に対して同乗車券の出納管理について指導すべき立場であるにもかかわらず、平成 19 年度及び同 20 年度において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>緊急時患者輸送用タクシー乗車券は金券であり、その出納管理に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>a 平成 19 年 4 月以降、乗車券出納簿の受入金額を券面金額で記載すべきところ購入金額で記載し、また、払出に記載漏れ(3件)があったため、1年6月間、帳簿と現物が一致しておらず、実査日(平成 20 年 9 月 29 日)現在においても、帳簿残高と現物が大幅に相違していた。現物が帳簿残高より多い状況であり、帳簿との差額に相当する現物は別途保管されていた。</p>	
<p>b 乗車券の払出はなされているものの、当課と各学校間における保管転換書がないもの(4件)があった。 (健康教育課)</p>	<p>各学校に保管転換書を提出させた。</p>
<p>(1) 委託契約に係る事務手続について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託により業務を行う場合は、業務実施前に契約を締結し履行させなければならない。しかしながら、平成 20 年度「市立高校欠席受付システムデータ入力業務委託」において、実施伺の決裁は行われているものの、実査日現在、見積書を徴することなく、また、契約書を作成しないまま業者に業務を行わ</p>	<p>「市立高校欠席受付システムデータ入力業務委託」については、見積書を徴収し、契約書作成のうえ、業者に経費を支払った。</p> <p>また所属職員に対し指導を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>せていた。</p> <p>今後、委託契約に係る事務手続については、福岡市契約事務規則をはじめ関係規程等に則り適正に事務処理されたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設整備課）</p>	
---	--

2 テーマ監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 成人の日記念行事負担金の出納事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>本市が負担金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、平成19年度「成人の日記念行事負担金」の交付先団体において、「会場設営等業務委託」の業務終了後に、日付を遡って当初及び変更後の契約書を作成していたため、当初の契約書に、変更後の「金額抜き設計書」を添付していた。契約書は、契約の成立、内容及び履行を確保するための証拠資料であり、契約締結時に適正に作成すべきである。</p> <p>については、当該交付先団体の事務局が当課にあることから、決裁権者は、事務の執行状況の把握に努め、必要に応じて適切な指導を行うなど、さらにチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	<p>成人の日記念行事負担金の出納事務については、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し口頭により指導を行い、徹底を図った。</p>
<p>(イ) 校外補導費交付金の交付について</p>	<p>校外補導費交付金の交付については、</p>

<p>適正な事務処理を行うよう注意を求め るもの</p> <p>市は、交付金の交付に当たっては、その目的に従って公正かつ効率的に行うとともに、事業の成果が交付決定の内容に適合するものであることを調査確認する必要がある。しかしながら、平成 19 年度「校外補導費交付金」(福岡市小学校教育指導研究委員会)の交付先団体から提出された「実績報告書」及び「領収証等関係書類」において、内容が事実と相違し、使途が確認できないものがあつたにもかかわらず、十分確認しないまま事業完了と認め、交付金の額を確定していた。</p> <p>交付金の交付に当たっては、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果を確認するなど、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>なお、当該交付金については、その必要性も含め、交付対象事業、交付額及び交付条件を抜本的に見直されたい。</p> <p>a 「研究・研修費」、「善行児童表彰関係」及び「事務費」の支出において、事実と相違する実績報告書、支出決裁及び領収証等を提出しており、使途が確認できないものが多数あつた。</p>	<p>福岡市小学校教育指導研究会に対し、「校外補導費交付金交付要項」等に則り、適正に事務処理を行うよう文書により指導要請した。</p> <p>また、「校外補導費交付金交付要項」の改正とともに同要項に基づいた「校外補導費交付金交付要領」を制定して、交付対象経費の明確化を図った。</p> <p>さらに、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に準じた経理事務規程を制定して、経理事務の適正化を図った。</p> <p>「研究・研修費」、「善行児童表彰関係」及び「事務費」の支出において、使途が確認できないものの事実確認調査を行い、交付対象外経費にあたるものは返還請求し、平成 21 年 1 月 7 日、交付先団体より返還を受けた。</p>
<p>b 「指導に関する調査・活動費」、「街頭補導費」及び「夜間補導費」の支出において、交付先団体としての会議の開催や活動実績が確認できなかったにもかかわらず、事実と相違する実績報告書、支出決裁及び領収証を提出し、当該経費を返還していなか</p>	<p>「指導に関する調査・活動費」、「街頭補導費」及び「夜間補導費」の支出において、事実と相違した報告のものの事実確認調査を行い、交付対象外経費にあたるものは返還請求し、平成 21 年 1 月 7 日、交付先団体より返還を受けた。</p>

<p>った。</p> <p style="text-align: center;">(こども相談課)</p>	
--	--

(2) 経済振興局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ロボスクエア運営委員会の契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>本市が負担金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。また、ロボスクエア運営委員会が行う委託等の契約事務に当たっては、同運営委員会経理規程等に基づき適正に行わなければならない。しかしながら、平成19年度において、次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>については、当該交付先団体の事務局が当課にあることから、決裁権者は、事務の執行状況の把握に努め、必要に応じて適切な指導を行うなど、さらにチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) ロボスクエア事業実施の際、高額な金額の契約事務にもかかわらず、口頭で業者に業務を依頼し、設計書や仕様書の作成、業者選定手続や契約書の作成等を行わないまま業者に委託業務を行わせていた。</p>	<p>ロボスクエア運営委員会における委託業務の契約事務については、平成20年度からは、決裁権者と現場担当者とのコミュニケーションを密にし、事務の執行状況の把握に努めるなど、チェック体制の強化を図り、適切に契約事務を行っている。</p> <p>なお、ロボスクエア運営委員会経理規程等については、平成20年10月2日に開催した平成20年度第3回ロボスクエア運営委員会において、「福岡市準公金等取扱処理要綱」に則った経理規程に改正され、適切な経理事務を執る環境が整えられた。</p>
<p>(イ) 委託業務等の履行完了から支払いまでに長期間を要していた。</p> <p style="text-align: center;">(産業拠点推進課)</p>	

(工事監査)

1 局別監査

(1) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求め るもの</p> <p>平成 18 年度「那珂公民館・老人いこ いの家複合施設その他改築工事」 (契約金額 2 億 3,939 万 2,650 円)</p> <p>建築工事積算基準によれば、見積り の徴集は原則として 3 社以上とすると あるが、本工事の杭工事については 3 社以上の見積りの徴集が可能であるに もかわらず 1 社の見積りしか徴集し ておらず、その見積りにより杭工事費 の価額の決定がなされており、適正な 価額かどうかの判断ができないものとな っていた。</p> <p>本工事の杭工事見積りについては、 設計金額の約 1 割に相当する金額で、 設計金額を決定するための重要な要素 でもあり、3 社以上を見積りを徴集し その見積額を比較検討し価額を決定す る必要があった。</p> <p>今後は設計積算内容の十分なチェッ クを図るとともに積算基準等を遵守 し、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(公民館整備課 財政局施設建設課関連)</p>	<p>今後の設計積算については、財政局技 術監理部技術監理課作成の積算の手引 きに基づき、3 社以上を見積り徴収を遵 守しているか精査を強化する。</p>
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適 切な事例が認められたので注意を求め るもの</p> <p>平成 19 年度「大浜公民館・老人いこ いの家複合施設改築工事」 (契約金額 1 億 6,974 万 900 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律」に規定する対 象建設工事に該当するため、発注者は、 同法第 11 条等の規定に基づき通知書</p>	<p>通知書の提出については、法令を遵守 し定められた時期に適切に行っている か各部署で担当及び係長で確認を行う ようにした。</p>

<p>を福岡市長に提出しなければならないことになっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(公民館整備課 財政局施設建設課関連)</p>	
--	--

(2) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成 18 年度「香椎東小学校留守家庭子ども会施設改築工事」 (契約金額 1,554 万円)</p> <p>「労働安全衛生規則」では、高さが 2 m 以上の箇所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、屋根工事において、危険防止の措置がなされず作業を行っていた。</p> <p>作業の安全管理について規則を遵守するよう、請負者への指導の徹底に努められたい。</p> <p>(こども育成課 財政局施設建設課関連)</p>	<p>労働者の危険防止については、墜落災害防止策(安全帯の使用、安全ネット設置等)を確実に行ったうえで、作業を行うよう請負業者への指導監督を行い、安全対策の徹底を図ることとした。</p>

(2) 水道局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>a 平成 16 年度「塩原送水ポンプ場下部築造工事」 (契約金額 4 億 1,617 万 3,800 円)</p> <p>本工事の設計積算において、地下外壁の塗膜防水の単価に諸経費を含んで設計積算しており、諸経費を二重に計</p>	<p>設計積算については、設計積算要綱に基づき適正な積算を行うよう課内会議で所属職員に対し周知徹底を図るとともに、チェックリストの項目に追加し、精査を慎重に行うよう指導した。</p>

<p>上していた。単価は諸経費を除いた額とすべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(浄水施設課)</p>	
<p>b 平成 19 年度「博多区須崎町地内(大黒橋)水管橋架設工事」</p> <p>(契約金額 2,271 万 6,750 円)</p> <p>水管橋の設計積算において、経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表によると鋼材等の単価は、材料ロスやスクラップを考慮した補正を行うこととなっており、補正した単価により積算すべきであったが、補正していない単価により積算されていた。</p> <p>また、コンクリートの養生期間中の交通安全のために、交通誘導員を 24 時間配置しているが、その設計積算において、交通誘導員の単価は 24 時間配置する単価を適用して積算すべきところ、誤って昼間勤務の単価を適用して積算していた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>課内会議で所属職員に対し指摘内容の確認と周知を図るとともに、積算基準書に基づき適正な設計積算を行うよう徹底した。</p>
<p>c 平成 18 年度「早良区原団地地内配水管布設工事」</p> <p>(契約金額 4,226 万 1,450 円)</p> <p>本工事の大部分において、工事着手後に行った施工騒音に関する地元との協議により作業時間の制限が必要となった。土木工事標準積算基準書によると、時間的制約を受ける場合の設計労務単価の算定は公共工事設計労務単価を補正割増しするとあるが、その設計変更の積算において補正割増しをしていなか</p>	<p>作業時間の制限が必要な工事については、土木工事標準積算基準書に基づき、設計積算を適正に行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>った。その結果、直接工事費及び共通仮設費に誤りが生じた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(西部管整備課)</p>	
<p>(イ) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 18 年度「早良区弥生 1 丁目地内配水管布設工事」</p> <p>(契約金額 3,001 万 3,200 円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において付帯工のアスファルト殻ダンプトラック運搬単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>なお同様の契約変更内容については前回(平成 18 年度)の局の監査でも注意を行っており、効果的な事務改善がなされているとはいえない。</p> <p>適正な設計積算を図るとともに適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(西部管整備課)</p>	<p>工事の設計変更については、建設工事請負契約書に基づき設計積算、契約事務を適正に行うとともに、同じ過ちを繰り返さないよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

2 テーマ監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
テーマに基づき発注課において契約が	発注課として契約した工事の契約が

<p>なされた工事 29 件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>設計図書の記載事項が不適正なもの、契約図書の作成が不適正なもの、契約図書の記載事項が不適正なもの、監督員が検査員を兼任していたもの、物品の様式で手続きが行われたものなど、15 件の工事について不適切な事務が見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>ら検査、支払いまでの行政事務については、規則に則って適正な事務処理に努めるよう所属職員に対し口頭により指導を行い、徹底を図った。</p>
--	---